

会議録

令和3年度 第4回市川市多様性社会推進協議会 会議録

開催日時 令和3年10月6日（水） 10時00分～11時15分

開催場所 第1庁舎 5階 研修室

WEB 会議システムを利用したオンライン会議により開催した。

出席者 A委員、B委員（会長）、C委員、D委員、E委員

事務局 市川市総務部（植草部長、福田次長）

市川市多様性社会推進課（佐々木課長、稲垣主幹、中村主事、別府主事）

傍聴人 なし

議 事

- （1）市川市パートナーシップ制度の導入に向けた協議事項について
- （2）制度（案）について
- （3）その他

配布資料

- ・令和3年度 第4回 市川市多様性社会推進協議会次第

協議事項

- ・ 7-2 協議事項に対する意見のまとめ2
- ・ 8 制度（案）に関する市の考え方
- ・ 9 「（仮称）市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱（案）」の概要について
- ・ 10-1 各種申請書等における性別記載欄に関する指針の策定について
- ・ 10-2 各種申請書等における性別記載欄に関する指針（案）

委員 B(会長)	<p>それでは、ただ今より、令和3年度 第4回「市川市多様性社会推進協議会」を開会いたします。</p> <p>本日は、5名中5名の委員が出席されており、市川市多様性社会推進協議会要綱第6条第2項の規定により、委員の半数以上が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。</p> <p>また、会議の公開につきましては、前回同様に、非公開とし、会議録につきましては発言者個人のお名前を「委員 A」「委員B」と記載した形で公開することによろしいでしょうか。</p>
一同	異議なし
委員 B(会長)	<p>それでは、議事に移ります。</p> <p>議題(1)「市川市パートナーシップ制度の導入に向けた協議事項について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>前回の協議会において、委員の皆様のご意見を整理した「7 協議事項に対する意見のまとめ」について、訂正する旨のご意見があった部分を訂正させていただき、また、前回の協議会でご協議いただきました「協議項目6 有効性に関すること」につきまして、委員の皆さまから頂戴したご意見を「議論の到達点」として整理し、追加したものが、お手元の青色ファイル 7-2「協議事項に対する意見のまとめ2」でございます。</p> <p>(議題(1)市川市パートナーシップ制度の導入に向けた協議事項について 協議事項 7-2 協議事項に対する意見のまとめ2について説明。)</p>
委員 B(会長)	<p>ありがとうございました。それでは今ご説明いただきました7-2「協議事項 意見まとめ2」について、何かご意見はありますか。</p>
委員 D	<p>前回まであまり深く考えていなかったのですが、転出時の手続について、郵送での提出を可としていただきたいと思います。引っ越し先の自治体にパートナーシップ制度がある場合に、前の住んでいたところでパートナーシップ関係にあったということを受領証等で示して手続をするということもあると思うので、後日、郵送でお返しするという方法は、採用していただきたいと思います。</p>
委員 B(会長)	<p>3の「転出時」の届出について、郵送も可ということにして欲しいというご意見でした。この点につきまして、事務局から特にご意見をいただきたいとのことですので、他に何かございますか。郵送の方法などについては、例えば普通郵便では少し心配と思うので書留で扱うのがよい等、いかがでしょうか。「郵送可」についての異論はないかと思いますが。</p>
一同	異議なし。
委員 B(会長)	<p>皆様のご意見は、一致しました。郵送の方法につきましては、ここでは、詳しく決めてなくても良いということで、「郵送可」ということだけ確認させていただきます。他にご意見はございますか。</p>
委員 A・C・E	特にありません。
委員 B(会長)	<p>それでは、事務局でまとめていただきました「協議事項に対する意見のまとめ」は、皆様にご了承いただいたということで、先に進めさせていただきます。</p>

	<p>それでは、次の議題に移らせていただきます。</p> <p>議題(2)制度(案)について事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>まず、「8 制度(案)に関する市の考え方」についてですが、ここで申します「市の考え方」というのは、あくまでも現時点では「事務局の案」という意味でございます。オーソライズされた正式な市の考え方ということではございませんので、この点につきましては、予めご理解・ご承知の程お願いいたします。</p> <p>この資料は、協議項目ごとの委員の皆様の議論の到達点と、パブリックコメントを行うにあたり、現段階における、市の制度(案)についての考え方を対比して、記載したものになります。</p> <p>(議題(2)制度(案)について 協議事項8 制度(案)に関する市の考え方について説明。)</p> <p>続きまして、青色ファイル9「(仮称)市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱(案)」の概要について、をご覧ください。</p> <p>こちらは、ただ今ご説明させていただきました市の考え方を基にした、要綱(案)の概要となります。パブリックコメントにおいて、この概要をお示しし、市民の皆様等からいただいたご意見も併せて、要綱の作成を進めていく予定です。なお、パブリックコメントの期間は、10月16日(土)から11月15日(月)までの31日間を予定しております。</p> <p>(協議事項9 「(仮称)市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱(案)」の概要について説明。)</p>
委員 B(会長)	<p>ありがとうございます。ただ今ご説明いただきました「8.制度(案)に関する市の考え方」、また、「9.「(仮称)市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱(案)」の概要の内容につきまして、何かご意見ございますか。</p>
委員 D	<p>これから市民の方にパブリックコメントを募集していくに当たって、この要綱(案)の、(3)届出制の要件のところは、協議会で協議しているときは、この順番でも特に違和感はなかったのですが、身近にLGBTQの存在がない人たちにとっては、③「当該相手以外の者とパートナーシップ関係にないこと」と、④「婚姻をしていないこと」の順番を逆にさせていただいた方が理解しやすいと思います。異性愛で考えると、多分「戸籍に紐づいている婚姻制度」というものが念頭にあって、パートナーシップは、それにプラスαで上乗せするというイメージがあるかと思うので、「戸籍に紐づいた婚姻をしていない関係の方たちがパートナーシップを届出できる」ということを先に示していただけると良いかなと思います。</p>
委員 B(会長)	<p>ありがとうございます。(3)届出制のところの③と④の順序を逆に、「婚姻をしていないこと」が先にある方が、一般的にはスムーズに理解できるのではないかと、というご意見でした。他に何かございますか。</p>
委員 A	<p>私は、8番・9番については特に異論ございません。一点だけ、表記のところでお願いしたいのが、8の「5証明書等の交付に関する事」の「3. 手続」のところで「できるだけ二人で来所いただくようお願いする。」と追加されている箇所です。市の</p>

	考えは分かるのですが、「お一人でもお二人でも、どちらでもできる」という選択肢があることを、はっきり示してほしいです。「できるだけ二人で」といった示し方では、「二人で」に比重が置かれているようであり、そうした見せ方は避けていただきたいと思います。公正に二人で協議ができるような示し方をしていただけると、嬉しいと思っています。
委員 B(会長)	8の「5の3. 手続」のところですね。「一人での手続も可」と示すけれども、備考欄に「出来るだけ二人で来所していただくようお願いする」という記述が、どの程度の比重をもって示されるのか、ということによろしいでしょうか。
委員 A	そうですね。やはりお二人で来るのが当たり前で、括弧して「一人でも可」とするのは、私は選択肢としては公平ではないと思いますので、「どちらを選択しても問題ありませんよ」、という示し方をしてもらえたら嬉しいです。
委員 B(会長)	この案ですと、「一人での手続も可」が前面に出ていて、備考のところ「出来れば二人で」という形ですので、委員 A さんがおっしゃっているように、「一人でも可」というのが先に出ているかなと思います。この備考欄がどの程度明示されるのかということと言うと、「一人でも手続可」が明示されているという形になるようなことかと思いますが、事務局としてはいかかでしょうか。
事務局	今後、手続の流れの中でお示すようになっていくかと思うのですが、その中で二人でも一人でも可能です、という形で書いて、出来ればお二人で来ていただいた方がよい、というようなニュアンスを持たせています。可能であれば、出来るだけお二人で来ていただいた方が、手続に不備があった際などもすぐ対応ができるということをお願いしていきたいと考えております。
委員 A	ありがとうございます。理由をしっかりと明示していただけるようであれば問題はないかと思っておりますので、ここに記載されているように、「なぜ二人で来ていただきたいのか」という理由をしっかりと明示するよう、お願いいたします。
委員 D	私からもよろしいでしょうか。手続で一人での来所も可ということなので、一人で手続に来る場合と二人で来る場合、それぞれどういった書類を揃えて、どういった手続の流れになるか、ということに分けて明示していただけると、並列関係にあるというのが分かりやすくなると思いますので、具体的に制度が発足する際には一人で手続する場合と二人で手続する場合とを、フローチャートのように見せていただくと分かりやすいかと思っております。
委員 B(会長)	ありがとうございます。他にはご意見いかがでしょうか。
委員 A	パブリックコメントは、いつからいつまでのご予定でしたでしょうか。
委員 B(会長)	10月16日から11月15日までです。
事務局	31日間、市のホームページなどでご意見を受け付けます。
委員 A	ありがとうございます。
委員 B(会長)	このパブリックコメントできる対象者というのは何か限定があるのでしょうか。
事務局	本市に居住されている方、勤務・通学されている方、又は本市に事務所・事業所を有する個人、法人又は団体。政策等に利害関係を有する方、及び本市に関心を持つ方が対象となります。

委員 B(会長)	分かりました。
委員 A	最後の項目が入っているのが嬉しいですね。多くの方が応募しやすい体制を整えていただいております。
委員 B(会長)	それでは、先程委員 D さんから③と④を入れ替えた方がいいのではないかと、いう具体的なご提案がありましたが、これについてはいかがでしょうか。
委員 E	③と④を入れ替えるというのはあまり思いつかなかったのですが、確かにそうだなと思ったので賛成です。8番、9番に関して私も特に意見は何もないです。こんなにきれいにまとめていただけてすごいな、と思っていました。 ちょっとパブリックコメントの結果が怖いな、と思っています。他の県とかで実施した際もマイナスなことしか入って来なかったの、ちょっと怯えています。
委員 B(会長)	委員 E さんは③と④の入れ替えは特に異論はない、賛成ですというご意見ですが、他の方いかがでしょうか。
委員 A・C	特に異論はありません。
委員 B(会長)	それでは一般の方が受け入れやすいということで③と④を入れ替えて、婚姻を先にするというご提案のとおりにしたいと思いますがよろしいでしょうか。 私から一つ、9の(6)その他の③、「パートナー解消時や当事者双方が市外に転出した際には」の後に「届出書類の提出並びに」とあるのですが、この届出書類の提出というのは解消や転出に関わる届出書類という意味でしょうか。
事務局	そのとおりです。解消の届出書類のことです。
委員 B(会長)	届出というのが、全体の中で「パートナーシップ・ファミリーシップ届出」という文脈で「届出」というのが印象づけられているので、解消するときになぜ届出書類の提出なのかと、ちょっと思ってしまいました。そこは少し伝わりにくいのではないかなと。パブコメをいただくときに読んで分かるようになっていないといけなないので、「解消や転出に関する届出書類の提出」などといった言葉が入っていた方が分かりやすいと思いました。
事務局	ありがとうございます。その形にしていきたいと思います。
委員 B(会長)	8と9に関して、委員 C さんいかがでしょうか。
委員 C	おっしゃった通りで良いと思います。
委員 B(会長)	今までの議論を踏まえて、事務局の方で整えていただきましたので、これでパブリックコメントをいただくことにしたいと思います。よろしいでしょうか。
一同	異議なし
委員 B(会長)	委員 E が「怖い」とおっしゃっていましたが、怖くない意見がたくさん寄せられればと思います。
委員 D	私もマイナスのパブリックコメントが来ることに、すごく戦々恐々としていますし、できれば、何としてでも通したいという気持ちもあるのですが、とりあえず市議会では、市長が令和 4 年 4 月までには制度を発足させますというお話をしていたということが、少し明るいところかと思うのと、私の周りでの感じなのですが、割と好意的な人も結構いらっしゃる。ただ、好意的に思って応援して下さる方たちが、積極的なパブリックコメントを寄せてくれるか、というところは、必ずしも、そうではな

	<p>いところがあると思うので、私もできれば応援のコメントをいただけたらと切に思っております。</p> <p>ただ、マイナスの否定的な意見を持ってしまう方たちは何を嫌がっているのか、嫌がる人たちの戸籍制度は残していきたい、という思いはできれば尊重しつつ、何とか説得していったらと思っております。私自身は昭和の最後の世代ということもありますので、昭和世代にとっても多少救いのある制度になればいいな、という思いも込めております。</p>
委員 B(会長)	<p>私の懸念としては、この文章を読んだときに関心がある人や当事者の方は何のことかイメージできると思うのですが、関心のない方にイメージできるかな、ということがあります。その場合、この文言から離れて、例えば委員 D が懸念されているように、誤って「婚姻制度を否定する内容」であると思い込んでしまい、そういうパブリックコメントを寄せてくる可能性がある。つまり、制度の要綱案についてではなく、同性婚の合法化の是非についての意見を寄せてくるという可能性はあると思います。その辺は、今回の趣旨を是非ご理解いただいて、どのような意見が求められているのか、ということ判断した上でコメントを寄せられることを期待します。</p> <p>それでは、この8番、9番は先ほどの順番、③と④を入れ替えるところや、届出書類のところ少し説明書きを加えていただく、ということによろしいでしょうか。</p> <p>それでは、協議事項8番と9番が終わりましたので、議題の3について事務局よりご説明いただきます。</p>
事務局	<p>性別欄記載の判断基準や記載方法について、全庁的に統一した考えを示すため「各種申請書等における性別記載欄に関する指針」を策定する予定としております。つきましては、指針(案)について、この場をお借りして、委員の皆様のご意見を頂ければと考えております。</p> <p>(議題3「その他」について 協議事項10-1「各種申請書等における性別記載欄に関する指針の策定について」及び10-2「各種申請書等における性別記載欄に関する指針(案)」について説明。)</p>
委員 B(会長)	<p>ご説明ありがとうございます。性別記載欄に関する指針を作成して下さることです。それでは、委員の皆様いかがでしょうか。今、履歴書の性別欄を外すといった議論がありますが。</p>
委員 D	<p>ここまで踏み込んで挙げて下さったのは大変ありがたいことだと思っております。性別が必要な場合というのもきちんと場合分けをしてくださっていて、やはり国や県の定めというところには市は踏み込めないで、そこは必要だと思えますし、医療だったり福祉サービスだったり災害時というのは、やはりその情報の把握は必要なことかと思えます。</p> <p>例えば男性向けの政策、男性の孤独ということには、女性とは異なったアプローチが必要なケースもあるかと思うので、そういうところで性別を把握することは必要だと思うのですが、そうでないところにおいては、基本的には性別の認識というのは必要ないかと思えます。</p>

	<p>あと、別紙の 6 番のところの、「他のシステムで既に性別情報を保有していないか」というところで見ただけのも大変ありがたいと思います。</p>
委員 B(会長)	<p>ありがとうございました。他にご意見はございますか。</p> <p>これは学校教育にはあまり及ばないのでしょうか。学校は、学籍簿で多分性別を書くのですけども。というのは、混合名簿については前にお示しいただいたように、市川市はあまり進んでいないということが分かりましたので、これが一つのインパクトになるといいなと思いつつ、でもあまり学校教育には関わってこないのかな、という感想を持ちました。</p>
委員 A	<p>指針の中に、どのように検討するかというのは既にそちらにご用意はあるのでしょうか。例えば、男性、女性、無回答とか、あとは自由記載欄を設けるとか、訂正する内容は、ご検討いただいておりますか。</p>
事務局	<p>男女を書く場合にあっては、男女に追加して、その他欄を設け自由に記載していただくということ等を今のところ検討している状況でございます。</p>
委員 A	<p>もし間に合うようであれば結構なのですが、今検討されている案というのもこの指針に載せていただいた方がより明確で分かり易いという感じはしております。指針を出して、その結果どのように変わるのだろうと思う方が結構いらっしゃるかと思っておりますので、明確に示していただけると嬉しいというのが一点です。</p> <p>もう一点が、協議事項10-1の2番で、性別欄がどのくらい記載されているのかを調査していただいたかと思うのですが、これも、国と県で様式を定めているものはなかなか変更が難しいと思っているところではあるのですが、市で様式を定めているのであれば、この中から変更するものとか、これから検討するものとか、いくつかに分類できるのではないかと感じております。それも示していただけると、見る側はより定量的で分かりやすいという感じはしております。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。</p>
委員 A	<p>もう1点、細かいところなのですが、協議事項10-1の1、男女共同参画社会基本法や特例法が制定され、このころから性の多様性について理解や配慮を求める動きが自治体でも広がりつつあった、とあります。特例法が定められたこの時期、この頃から性の多様性が自治体で広がっていたというところに引っかかっています。私の中では、2015年にパートナーシップの宣誓制度が渋谷区、世田谷区で導入されたのを皮切りに、その頃から性の多様性についての理解が広がり、より進んでいったという感覚です。そのため、「この頃から」がこの二つにかかっていることが少し違うのではないかと読んでいて感じておりました。2015年からパートナーシップ制度が始まったということを加えるのはよいかと思います。厚生労働省も2015年頃から、そういった文言を指針などに入れ始めたので、2015年はまだ少し早いと感じました。</p>
委員 B(会長)	<p>ありがとうございました。確かにそのような実感はあります。</p>
委員 D	<p>私も渋谷区のパートナーシップ条例が皮切りということに同感で、そこから世間の認知度が一気に広まっていったと思います。</p>
委員 B(会長)	<p>委員 A のご意見は、特例法の後に、渋谷区、世田谷区でのパートナーシップ</p>

	制度が入っているほうが現実に近い、ということですね。
委員 A	そうですね。
委員 B(会長)	協議事項10-1の1番、2番に関するご意見について、委員 C いかがでしょうか。
委員 C	<p>ありがとうございます。まずは、このような指針を策定して下さったということは、とても良いことだと思います。</p> <p>5番の「性別による対応の違いや配慮が必要な場合」に、休憩室やトイレと書いてあります。細かいことなのですが、休憩室はいらないと思います。他の提案は今のところありませんが、こういったことが日本全国津々浦々に広がれば良いと思っております。</p> <p>一方で、委員 B(会長)がご質問になりましたが、学校はどうなっているのでしょうかということ。あとは病院です。そういったところは、人々が不満を感じている場面かと思うので、これによってどの程度変わるのでしょうか。さきほど委員 A から、具体的にどこが変わるのか示したらよいのではないかと、というご意見がありました。賛成です。トイレとも関わる質問かもしれませんが、教えていただければと思います。</p>
委員 B(会長)	今の委員 C からの質問について、事務局から今の時点で何かございますか。
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>まず、学校現場についてですが、教育委員会が出す文書についてはこちらの指針に該当してくるかと思えます。しかし、学校自体で出す文書にはこちらの指針が該当しない形になろうかと思えます。ただ、動きとしては、市としてこういった指針を出していくといったところで捉えていただく形になります。</p> <p>病院についてですが、市川市の場合、急病診療所があります。そちらについては、やはり医療現場での検査の数値等が男女により違いがあるので、多くの場合は指針の中の「医療、保健、福祉」に該当する部分かと思えます。</p>
委員 B(会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>参考の表の 5、「性別による対応の違いや配慮が必要な場合」の中に、例えば男女別名簿の必要を入れようと思えば入ってしまうと思えました。健康診断の場合などはそれが必要かもしれませんが、学校の日常生活は別の名簿にすれば良いので、この「学校や医療の現場」での非常に微妙な、配慮が必要な場合を想定したものは、今回の場合にはフォローアップはできないかな、という感想を持ちました。</p> <p>それから、委員 C が「休憩室はいらないと思います」とおっしゃったことについてですが、「休憩室」と言うと、皆で談笑して、お茶を飲んで、というイメージもありますが、私の勤務していた所の休憩室は、生理痛の女性が寝られるようにベッドがありました。仮眠することができ、搾乳して冷凍することもできる、そういうイメージだとすれば、「休憩室」は必要かと思えました。「休憩室」という言葉で何を言おうとしているのかによって意味が変わってくるので、その言葉だけでは理解される範囲が幅広くなってしまう感じがします。これは感想です。</p>
委員 D	私の職場では食事をとって談笑するための休憩室と、体調が悪くなった人が仮眠をとるための仮眠室が、それぞれ別にあります。コロナで利用の実態が変わってしまいましたが、仮眠をとる部屋であれば、やはり性別で分ける必要性があるかと

	<p>思います。仮眠室や授乳室は男性の立ち入りは遠慮していただきたいといったニーズがあるかと思しますので、仮眠室や授乳室という記載の方が分かり易いと思います。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。休憩室についての表現の方法についてですが、今後表現の仕方を考えていきたいと思います。</p>
委員 B(会長)	<p>では、いただいたご意見では具体的に何がどう変わるのか、ということが例示されていたり、そういうものがあつたほうが伝わりやすいのではないかとということもありましたので、もし可能であれば市の様式の187件のうち、性別記載を改めることができるものは何か、そういうものがあると有効に活用されたり、あるいは積極的な意味が理解されるのではないかと、というご意見であつたかと思います。</p> <p>教育委員会関係の方は、なかなか難しいとお話であつたかと思しますので、こちらの協議会の方から教育委員会への要望のような形で、最後にまとめさせていただく時に、学校における性別違和を抱えた子どもたちなどに対する、そのような子がいるという前提での要望をまとめるということでしょうか。性別記載に関する指針等に反映するのは難しいかなという感想を持ちました。</p> <p>他にいかがでしょう。</p>
委員 D	<p>医療や福祉の現場で性別の把握が必要というのも確かにあるのですが、先日、確かドイツだつたと思いますが、LGBTQの人たちに対応した高齢者老人ホームがあるというニュースを目にして、医療や福祉の現場で、男女の2区分に分けられることが苦痛な人に対して、より良いサービスを提供できるようにしていけたらいいと考えています。</p> <p>また、ここでの発言が適切か分からないのですが、以前、男女共同参画に関する講座を受けた時のことをお話します。受講していた方は子育て中のお母さんや、産休中の方が多い印象でした。講義の内容がLGBTQに及んだ際、「自分は異性愛者だし、結婚して夫もいて子どももいて、当事者ではない」という、やや距離感をもった感じで講義を受けていた様子でしたが、講義の中で、LGBTQの子どもたちが自殺念慮を抱いてしまう率がけっこう高いという話になった途端、お母さんたちの表情が変わり、「子どもには自ら死にたいと思うような人生を歩んでほしくない。私だったら、子どもが同性愛者であっても受け入れます。」という声が多く飛び交いました。なるほど、自分の子どもが幸せに生きていってほしいという思いは、どの親御さんも持っていらっしゃる。子どもが生きづらさを抱えていると想定することで、他人事ではなくなるのだ、と感じたことを思い出しました。このことを皆さんと共有したいと思ひ、この場で話させていただきました。</p>
委員 B(会長)	<p>ありがとうございます。今のご意見はもつとも、私は教育現場で研修しておりますが、そういう話を入れると、先生方もとても強く印象付けられるようですので、ご意見の趣旨はとてもよくわかります。</p> <p>今の性別記載に関することについては、他にご意見ございませんか。なければこちらからの意見は先ほど申し上げたことで、市のほうで独自に性別記載を変更できるものが具体的に何かということに記載していただくと、少し理解が進むのではないかと意見だつたかと思ひます。よろしくお願ひします。</p>

	それでは、議題は以上となりますが、事務局はよろしいでしょうか。
事務局	ありがとうございます。
委員 B(会長)	では、本日の議題は全て終了いたしました。これをもちまして令和3年度第4回市川市多様性社会推進協議会を閉会いたします。 事務局にお戻しします。よろしくお願ひします。
終了	(事務局より今後の協議会の日程等の事務連絡)